

和歌山大学環境管理委員会規程

制 定 平成18年11月24日

法人和歌山大学規程第 541 号

最終改正 平成29年 3月24日

(趣旨及び設置)

第1条 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)の趣旨に基づき、和歌山大学(以下「本学」という。)における環境に対する取組みについて審議及び執行するため、学長の下に和歌山大学環境管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議及び執行する。

- (1) 本学における環境に対する企画及び立案
- (2) 環境報告書の取りまとめ
- (3) 大学全体及び各部局での環境への取組み内容の検討及び実施
- (4) その他環境に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 施設担当の理事
- (2) 各学部評議員 1名
- (3) 総務課長
- (4) 財務課長
- (5) 施設整備課長
- (6) 学生支援課長
- (7) 委員長が必要と認めた者

2 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 副委員長は、第3条第1項各号の委員から、委員会において選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは議長となる。

(開会)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要に応じ作業部会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、施設整備課において処理する。

環境管理委員会規程

附 則

- 1 この規程は、平成18年11月24日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出される第3条第1項第2号及び第3号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成19年3月31日までとする。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第745号）

- 1 この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規定改正後、最初に第3条第1項第2号及び第3号により観光学部から選出される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1026号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1253号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1892号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。